項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の <mark>応急活動</mark> 対策
避難対策	【指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備】	
	○ 市町村は、災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所(福祉避難所を含む)を指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めます。 ○ 県は、市町村が広域避難地を選定する際に参考となる基準を定め、市町村による避難場所の指定拡大に協力します。 [安全防災局] ○ 市町村は、県有施設や民間施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。 ○ 県は、大規模地震発生時において、市町村単独では避難所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、市町村域を超えた広域的な避難の支援ができるよう、市町村と共同して体制の整備を図ります。 [安全防災局]	
	○ 県は、市町村による指定緊急避難場所および指定避難所の指定拡大に協力するため、また、帰宅困難者や被災者の一時受入など地域における防災対策の拠点として活用できるよう、県立学校及び公の施設の耐震化や備蓄の充実に努めます。 [教育局ほか関係局] ○ 県は、アドバイザーの派遣等により指定避難所として使用する公共的施設のバリアフリー化を促進します。指定避難所の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努めます。 [保健福祉局] ○ 県は、指定避難所の指定・整備を行う市町村に対し、災害時の燃料備蓄という観点から液化石油ガスの有用性の周知を図ります。 [安全防災局] ○ 県は、市町村による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力できるよう、指定管理者制度により県立施設を管理する指定管理者との協定に、避難場所等に指定される可能性及びその運営に協力すること、緊急の必要がある場合には指定管理者においても自らの判断により適切な災害対応に努めることを盛り込みます。 [総務局ほか関係局] ○ 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組みます。 [県土整備局]	
	【避難計画の策定】	【避難路の通行確保と避難の誘導】
	市町村は、地震災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、住民への周知に努めます。	市町村は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努めます。なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意します。また、県及び市町村は災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の<mark>応急活動</mark>対策
		【広域的避難】
		○ 大規模な災害が発生し、市町村単独では住民の指定緊急避難場所の確保が困難となった場合には、市町村は、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができます。 ○ 県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行います。また、市町村の行政機能が、被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域避難のための要求を当該市町村に代わって行います。 ○ 県は、被災者の保護のために必要な場合は、指定公共機関・指定地方公共機関(運送事業者等)に対して、被災者の運送を要請又は指示します。
	【避難所の運営】	【指定避難所の開設】
	○ 県は、より良い避難所運営を実現するため、必要に応じて県避難所マニュアル策定指針を見直します。 [安全防災局] ○ 市町村は、県避難所マニュアル策定指針を参考に、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営を行います。 ○ 県は、市町村の避難所運営を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。 [安全防災局]	指定避難所を開設します。

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の <mark>応急活動</mark> 対策
		○ 県は、市町村の要請に応じて被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても可能な範囲運営に協力します。 ○ 市町村は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活力します。 ○ 市町村は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の担握に努め、国等に報告を行います。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好な固状況等の把握に努め、必要な対策を講代記、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講代記、トイレの設置状況等の犯罪には、プライだが、ととも言環境に知り、洗濯コノシーの確保でで、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯コノシーの確保でで、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯コノシーのを講に、の必要性、ごみ処理の状況など、避難者のよまたととも言の必要性、ごみ処理の状況など、避難者のよりを報じて、必要な対策をでは、当までができない、必要な対策を指費申用スでがの場所の要をに、必要な対策を対して、ととも言のできなができない、必要な措置を講びの上、できなができない、必要な情等により、避難所のの安全性の確保措置に努めます。これるよう努めます。 ○ 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、おりにより、正確な情報の伝達等により、と活環境の確保に努めます。 ○ 市町村は、避難場所及び避難がが安全適切に行われるよう措置します。 ○ 市町村は、避難がにおいて救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。 ○ 市町村は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア対応します。

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の応急活動 対策
		○ 市町村は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施し、必要に応じ被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成します。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底します。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップします。 ○ 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。 ○ 市町村は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めます。
	【住民への周知】	【避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始】
	○ 市町村は、地震災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法についてあらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。 ○ 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。また、沿岸地域においては、津波情報看板や標高・海抜表示板などを利用して津波に関する情報を併せて表示するなどの工夫に努めます。	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の発令等の措置を行います。 【知事の措置】 〇 知事又はその命を受けた職員、若しくは水防管理者は、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができます。この場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。 〇 また、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の発令、警戒区域の設定を市町村長に代わって行います。また、県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言します。
	【避難訓練】	
	市町村は、指定緊急避難場所への住民参加の避難訓練を実施し、発 災時における混乱防止を図ります。	

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の応急活動 対策
	【応急仮設住宅等】	【応急仮設住宅等】
	津波にも配慮した建設候補地の土地情報を市町村の協力のもとで充実します。また、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を強化します。 [県土整備局]	借上げ型)の必要戸数と公共賃貸住宅及び民間賃貸住宅の活用できる戸数を市町村別に把握します。 〇 県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅(建設型及び民間賃貸住宅の借上げ型)を供給する必要があるときは、市町村と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。 ○ 県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達します。その上で、なお
	局、県土整備局] ○ 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。 [安全防災局] ○ 県は、市町村に対し、住家被害の調査担当者のための研修機会の拡充を図ることなどにより、災害時の住家被害調査の迅速化を図ります。 [安全防災局]	該市町村の協力のもとに行います。この際、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の<mark>応急活動</mark>対策
	【ペット対策】	【ペット対策】
	○ 県は、飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。 [保健福祉局] ○ 市町村は、事前にペット同行避難のルールを作成した場合は、地域住民にそれを周知します。また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。	県では、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行います。
	【地下街、ターミナル駅等の対策】	
	○ 県及び市町村は、各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日頃からの連携に努めます。[安全防災局]	
		【要配慮者への配慮】
		○ 県及び市町村は、避難誘導、指定避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては要配慮者に十分配慮します。特に、要配慮者の指定避難所での健康状態の把握、福祉避難所の指定、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮します。

項目	災害時応急活動 事前対策 の充実	災害時の <mark>応急活動</mark> 対策
		【男女双方の視点に配慮した生活環境の確保】
		○ 県及び市町村は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女 双方の視点や参画に十分配慮し、避難所における生活環境を常に良 好なものとするよう努めます。 ○ 市町村は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性 用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所 の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活 環境を良好に保つとともに、女性や子供に対する暴力等を予防する ための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭の ニーズに配慮した避難所の運営に努めます。